

「特別の料金」のお知らせ

令和4年10月1日から、国の制度見直しにより、紹介状を持たずに外来受診する患者等の「特別の料金」の額を引き上げます。**ただし、保険医療機関に対しての保険給付※1から一定額が差し引かれることとなっています。**（この改定は増額した金額相当を診療報酬から減算するため、病院の利益目的ではなく、法令による義務化となります）

※1 保険給付とは、保険者から保険医療機関に支払われる金額のことをいいます。

- 一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じています。
- このため、国の制度により、当院は、紹介状を持たずに外来受診する患者等の皆さまから、一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」を徴収することとされています。
- まずはお住まいの地域の医療機関を受診し、必要に応じて紹介を受ける等、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、お願いいたします。

■ 当院における「特別の料金」の内容（令和4年10月1日からの見直し内容）

「特別の料金」の対象となる患者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診する患者 (患者の希望により、受診中の診療科以外の科を受診された場合も含む)
	再診	当院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者
「特別の料金」	初診	医科・歯科 : 7,700円 (税込)
	再診	医科・歯科 : 3,300円 (税込)

■ 下記に該当する場合は対象外になります

医療機関が「特別の料金」を求めてはならない患者	初診・再診・共通	① 救急の患者 ② 国の公費負担医療制度の受給対象者 ③ 地方単独の公費負担医療の受給者（事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る） ④ 無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象者 ⑤ エイズ拠点病院におけるH I V感染者
医療機関が「特別の料金」を求めなくてもよい患者	初診	① 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する患者 ② 医科と歯科との間で院内紹介された患者 ③ 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者 ④ 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者 ⑤ 外来受診から継続して入院した患者 ⑥ 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者 ⑦ 治験協力者である患者 ⑧ 災害により被害を受けた患者 ⑨ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者 ⑩ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く）
	再診	① 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診する患者 ② 外来受診から継続して入院した患者 ③ 災害により被害を受けた患者 ④ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者 ⑤ その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者（※休を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、自己都合により受診する場合を除く）